仕様書

① 案件名称	令和8年度字幕表示システム（Cotopat）一式買入（鶴見区役所）
② 品名	字幕表示システム（Cotopat）一式（詳細は別紙1のとおり）
③ 規格及び数量	すべて新品を納品すること（詳細は別紙1のとおり）
④ 納入期限	令和8年12月28日（月）
⑤ 納入場所	大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号鶴見区役所　1階10番　保健福祉課（高齢者支援）
⑥ 特記事項	・受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目「24（通信用機器）」又は「26（OA機器・用品）」で登録していること。 ・契約締結後、すみやかに事業担当と納入予定物品やスケジュール等について打合せをすること。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。 ・受注者は納入時に発注者立会いのもと、受注数量等を確認し、発注者が行う機能等必要な検査に合格したことをもって納品完了とする。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・受注者は、納品日から半年以内において取扱不注意及び天災を除く理由による故障が生じた場合は、本体保証書の規定に従い無償にて修理または交換を行うこと。ただし、製造元において1年以上の無償保証期間を設けている物品は、その期間とする。 ・受注者は、事前に使用方法に関する説明を行うものとする。 ・利用料等の維持費は、別紙2で定める仕様にて別契約とする。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・当該システムの利用に必要な通信環境の整備は、本市で別途用意するため、本調達範囲外とする。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること ・当該システムの機能の一部として生成AI機能を利用する場合は、「大阪市生成AIガイドライン」（https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html）を遵守すること。 ・納品にあたっては、庁舎のエレベーターの使用を可とする。 ※エレベーター寸法　内部　：横1600mm×奥行1500mm×高さ2300mm

	乗り口：横900mm×高さ2100mm ・納品にあたっては、庁舎西側のスペースの使用を認める。庁舎東側及び北側の有料駐車場を利用する場合は、利用料金を負担すること。 ・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
⑦　事業担当	大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 鶴見区役所　総務課 電話：06-6915-9626　担当：髙岡・永田

別紙１：品名、規格及び数量

品名	品質、形状、寸法等	数量	単位
Cotopat一式（提供元：京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社）	Cotopat　Screenシステムセット （1）表示スクリーン ・サイズ　200×360mm （2）プロジェクタ ・サイズ　161×119×108mm以内 ・重量　1.1Kg以下 ・投影解像度　1280×720ピクセル以上 ・OS　androidTV11.0以上 ・明るさ　400IOSルーメン以上 ・台形補正機能を有すること ・フォーカス調整が可能であること ・RAM2GB。ストレージ16GB以上の容量を有すること ・プロジェクタスタンドを備えること （3）マイク（一式につき2個） ・型式　バックエレクトレットコンデンサー型 ・指向特性　超指向性 ・マイクスタンドを備えること （4）テンキー ・サイズ　90×145×25mm以内（突起部、ケーブル含まず） （5）音声認識字幕表示ソフトウェア ・プロジェクタにあらかじめインストールしておくこと ・自動アップデート機能を有して、常に最新バージョンのソフトウェアが利用できること （6）プライバシーフィルター（1式につき2個） ・（1）のサイズに対応するもの ・粘着式 （7）キーボード ・Cotopat Screen用フルキーボード	2	式

別紙２：利用料等

利用サービス	内容	数量	単位
Cotopat Screen サービス利用料	(1) サービス利用台数 2台 (2)利用期間 ・令和9年1月～令和9年3月末まで (3)クラウドサービス利用 ・テキスト文字変換(文字数無制限) (4)その他 ・導入前設置環境調査料、システム設置料、図解作成料含む	3	月

音声認識表示ソフトウェアにおけるクラウドサービス要件

本調達において導入するソフトウェアについて、クラウドサービスを利用する場合は下記の要件を満たすこと。

- クラウドサービスのIaaS部分がISMAPまたはISMAP(LIU) 認証があること。
- 上記IaaS上でソフトウェアを構築・提供する事業者においてISO/IEC27001/27017/27018のうちいずれかの認証があること。
- クラウドサービスにかかるアクセスログ等の証跡の保存期間が1年未満となる場合は、発注者でログを出力して別途保存する運用が可能なものとすること。
- 通信経路における暗号化が実施されていること。
- クラウドサービス利用終了時において次の対応を行うこと。
- 取り扱った情報について廃棄すること。
- 作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- 利用した管理者アカウントの削除
- クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄